

○豊中市伊丹市クリーンランド規約

制定 昭和36年 3月21日

改正 昭和37年 6月16日 平成 7年 3月31日

昭和62年 4月 1日 平成19年 3月27日

平成 2年 4月 1日 平成20年12月22日

平成 4年 4月18日 平成31年 2月14日

平成 5年 1月20日

第1章 総則

第1条 この組合は、豊中市伊丹市クリーンランド（以下「組合」という。）という。

第2条 この組合は、ごみ処理施設の設置及び管理に関する事務を共同処理し、もって循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

第3条 組合は、大阪府豊中市及び兵庫県伊丹市（以下「組合市」という。）をもって組織する。

第4条 組合の事務所は、大阪府豊中市原田西町2番1号に置く。

第2章 組合の議会

第5条 組合に議会を置く。

2 組合の議会の議員の定数は、13人とし、豊中市から7人、伊丹市から6人選出する。

第6条 組合の議会の議員は、組合市の議会がその議員の中から選挙する。

2 前項の選挙は、組合市の議会の選挙の例による。

3 議員に欠員が生じたときは、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

4 管理者は、選挙の期日を定めて、組合市の議会の長に通知しなければならない。

5 議員の選挙が終わったときは、組合市の議会の長は、直ちにその結果を管理者に通知しなければならない。

第7条 議員の任期は、市議会議員としての任期による。

第3章 組合の執行機関

第8条 組合に管理者を置く。

2 管理者は、組合の議会において組合市の長の中から選挙する。

3 管理者の任期は、市長としての任期による。

第9条 組合に副管理者及び会計管理者を置く。

2 副管理者は、管理者でない組合市の長をもって充てる。

3 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てる。

4 副管理者の任期は、市長としての任期による。

5 会計管理者は、会計管理者の属する市の長が管理者でなくなったときは、その身分を失う。ただし、新管理者が就任する日までその職務を行うものとする。

る。

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合の議員の中から選任する。

3 監査委員の任期は、組合の議員としての任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第11条 組合に職員を置く。

2 前項の職員は、管理者が任免する。

第4章 組合の経費

第12条 組合の経費は、組合市の負担金及びその他の収入をもって支弁する。

2 前項の負担金は、ごみ処理施設に関する経費については建設費にあつては計画量割、運営費にあつては処理量割により、その他組合の議会及び役所に関する経費等共通の経費はその2分の1を均等割とし、残りの2分の1を人口割によるものとし、それぞれ組合市が負担する。

3 前項の計画量は豊中市伊丹市クリーンランド一般廃棄物処理基本計画に基づき別に定める計画量とし、同項の処理量は前々年度の処理量実績によるものとし、同項の人口は官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口とする。

附 則

1 この規約は、組合設立許可の日から施行する。

2 この規約による最初の管理者が選挙されるまでの間、管理者の職務は、豊中市長が行なう。この場合において、第6条第4項の規定により最初の組合の議会の議員の選挙期日を定めたときは、同項の規定にかかわらず、その前日までに組合市の議会の長に通知するものとする。

3 昭和35年10月1日に行なわれた国勢調査の結果による人口が官報に公示されるまでの間は、第12条第2項の規定にかかわらず人口の割合は、豊中市199,057人、伊丹市86,452人とする。

附 則（昭和37年6月16日）

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日）

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成4年4月18日）

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成5年1月20日）

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日）

豊中市伊丹市クリーンランド規約

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成19年3月27日）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日）

1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規約の施行の際、現に設置されているごみ処理施設については、この規約による変更後の豊中市伊丹市クリーンランド規約第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月14日）

この規約は、平成31年4月1日から施行する。